

訪問看護ステーションのむら

重要事項説明書

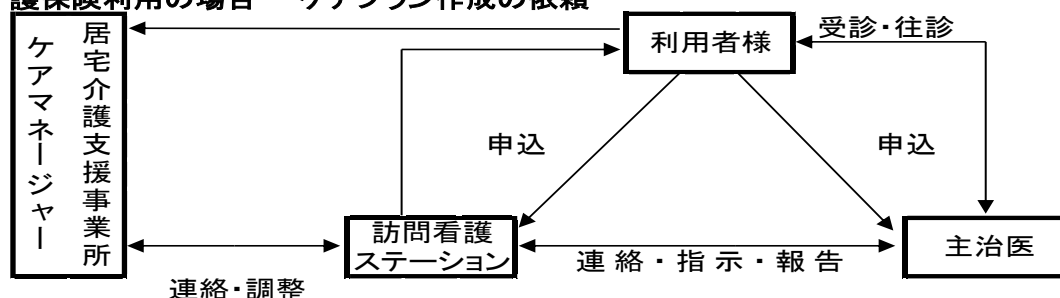
訪問看護事業

事業者	医療法人 社団 秀和会
事業所名	訪問看護ステーション のむら
代表者氏名	理事長：檜垣 一行
管理者氏名	餘家 千寿子（看護師）
指定番号	2863090276
事業所の住所	〒660-0823 兵庫県尼崎市大物町1丁目10-17
連絡先	TEL 06-6487-0500 FAX 06-6487-0515
サービス提供地域	：尼崎市・大阪市
営業日	：月曜日から土曜日まで （ただし日祝祭日・年末年始〔年末30日から年始3日〕を除く）
営業時間	：午前9時から午後5時まで（土曜日は12時25分まで） （ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については24時間 対応可能な体制を整えるものとします）
従業員	：看護師5名（常勤4名、非常勤1名）、理学療法士1名（常勤）

訪問看護ステーションのむらは、地域の高齢者が安心して家庭で療養生活を送り、心身の機能回復、維持ができるよう行政機関、保健福祉関係や各医療機関の在宅主治医との連携の下、訪問看護事業を行うことを目的とした事業所です。

1、訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

介護保険利用の場合 ケアプラン作成の依頼



訪問看護は看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

2、訪問看護サービスの内容

- ◆ 病状・障害の観察、健康管理
- ◆ ターミナルケア
- ◆ 認知症や精神疾患の方の看護
- ◆ 褥瘡や創傷の処置
- ◆ 医師の指示による医療処置
- ◆ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ◆ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ◆ リハビリテーション
- ◆ 家族や介護者の支援
- ◆ カテーテルなどの医療機器の管理
- ◆ 保険・福祉サービスなどの活用支援

3、営業日時のご案内

- 営業日：月曜から土曜まで
- 営業時間：午前9時から午後5時まで（土曜日は12時25分まで）
- 休日：日・祝祭日・年末30日から年始3日まで
- ※ ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については24時間対応可能な体制を整えるものとします

4、サービスご利用に際してのお願い

- ※ 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。
- ※ やむを得ず訪問の予定を変更される場合は、事前に連絡をお願いいたします。
- ※ ガーゼやテープなど褥瘡や創傷の処置やケア時に必要な消耗品については実費負担となります。ご了承下さい。
- ※ 訪問看護職員に対し、お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ※ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築く事が出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除する事もあります。
またハラスメントの内容によっては、関係各所と連絡を取りながら、なおかつご利用者側からもサービスの継続を望まれ、そこでサービス継続が必要と判断された場合には誓約書（別紙）を交わしてサービスの継続を行う場合もあります。

5、サービス利用にあたっての禁止事項について

- 1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
- 3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること
- 4) サービス提供の際、訪問看護職員は下記の業務を行う事が出来ませんので、あらかじめご理解、ご了承下さい。
 - ・各種公共料金等の支払代行や年金等の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱い

6、サービス利用料金等

介護保険による訪問看護費

< 看護師による訪問看護 > 1 単位 = 10.70 円

所要時間	介護報酬額	利用者負担額	
		1 割	2 割
20 分未満	314 単位 3,359 円	336 円	672 円
30 分未満	471 単位 5,039 円	504 円	1,008 円
30 分以上 60 分未満	823 単位 8,806 円	881 円	1,762 円
60 分以上 90 分未満	1,128 単位 12,069 円	1,207 円	2,414 円

< 看護師による介護予防訪問看護 > 1 単位 = 10.70 円

所要時間	介護報酬額	利用者負担額	
		1 割	2 割
20 分未満	303 単位 3,242 円	325 円	649 円
30 分未満	451 単位 4,825 円	483 円	965 円
30 分以上 60 分未満	794 単位 8,495 円	850 円	1,699 円
60 分以上 90 分未満	1,090 単位 11,663 円	1,167 円	2,333 円

< 准看護師による訪問看護 > すべて上記の $\times 90 / 100$ で算定します。

< 理学療法士による訪問看護 > 1 単位 = 10.70 円

※ 1 日 3 回以上の場合は、 $90 / 100$ で算定します。

所要時間	介護報酬額	利用者負担額	
		1 割	2 割
20 分未満	294 単位 3,145 円	315 円	629 円
20 分以上 40 分未満	588 単位 6,290 円	630 円	1,260 円

< 理学療法士による介護予防訪問看護 > 1 単位 = 10.70 円

※ 1 日 3 回以上の場合は、 $50 / 100$ で算定します。

所要時間	介護報酬額	利用者負担額	
		1 割	2 割
20 分未満	284 単位 3,038 円	304 円	608 円
20 分以上 40 分未満	568 単位 6,076 円	608 円	1,216 円

＜加算・減算＞

【介護保険】（1単位＝10.7円）

	項 目	備 考	単位数	1割負担	2割負担
初回のみ	初回加算Ⅰ	新規利用者等に訪問看護計画書を作成した場合 (病院・診療所から退院した当日に訪問看護を行った場合)	350単位	375円	749円
	初回加算Ⅱ	新規利用者等に訪問看護計画書を作成した場合 (病院・診療所から退院した当日以降に訪問看護を行った場合)	300単位	321円	642円
	退院時共同指導加算	病院や老健施設に入院・入所中の方が退院・退所の際に訪問看護ステーションの看護師が共同指導を行った場合	600単位	642円	1284円
訪問1回毎に算定	早朝・夜間加算	早朝：6時～8時、夜間：18時～22時 (同月の2回目以降の緊急訪問時に算定)	訪問看護 単位数の 25%増し		
	深夜加算	深夜：22時～6時 (同月の2回目以降の緊急訪問時に算定)	訪問看護 単位数の 50%増し		
	複数名訪問加算Ⅰ	30分未満の場合(看護師2名) 30分以上の場合(看護師2名)	254単位 402単位	272円 431円	544円 861円
	複数名訪問加算Ⅱ	30分未満の場合(看護補助者) 30分以上の場合(看護補助者)	201単位 317単位	215円 340円	430円 679円
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に90分を超える訪問看護を行った場合	300単位	321円	642円
月1回に算定	緊急時訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う体制を整えている場合	600単位	642円	1284円
	特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導を受けている場合や留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	500単位	535円	1070円
	特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理や人工肛門、真皮を超える褥瘡、点滴を受ける状態等の利用者に対する加算	250単位	268円	535円
	ターミナルケア加算	利用者の死亡前の14日以内に2日以上、ターミナルケアを行った場合	2500単位	2675円	5350円
	専門管理加算	専門性の高い看護師が計画的な管理を行う場合	250単位	268円	535円
	看護介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援する場合	250単位	268円	535円

【医療保険】

	項 目	備 考	訪問看護（金額）	1 割負担	2 割負担
	緊急時訪問看護加算 （1 回毎）	緊急の求めに応じて、主治医が訪問看護事業所に対して指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合	2650 円	265 円	530 円
	精神科緊急時訪問看護加算	上記に準ずる	2650 円	265 円	530 円
	退院時共同指導加算 （初回訪問時）	病院や老健施設に入院・入所中の方が退院・退所の際に訪問看護ステーションの看護師が共同指導を行った場合	8000 円	800 円	1600 円
	特別管理指導加算 （月 1 回）	特別管理加算の参照者に対して、退院時共同指導加算を行った場合	2000 円	200 円	400 円
	退院支援指導加算 （1 回のみ）	退院当日に訪問看護が在宅にて指導を行った場合	6000 円	600 円	1200 円
	長時間訪問看護加算 （週 1 回）	特別管理加算対象者に 90 分を超える訪問看護を行った場合	5200 円	520 円	1040 円
	複数名訪問看護加算 （職種により制限あり）	複数の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行った場合	4500 円	450 円	900 円
	難病等複数回訪問加算 （訪問毎）	一日数回の訪問をした場合	1 日 2 回 →4500 円 1 日 3 回以上 →8000 円	450 円 800 円	900 円 1600 円
	精神科複数回訪問加算 （訪問毎）	一日数回の訪問をした場合	1 日 2 回 →4500 円 1 日 3 回以上 →8000 円	450 円 800 円	900 円 1600 円
	早朝・夜間訪問看護加算 （訪問毎）	早朝：6 時～8 時、 夜間：18 時～22 時	2100 円	210 円	420 円
	深夜訪問看護加算（訪問毎）	深夜：22 時～6 時	4200 円	420 円	840 円
	ターミナルケア療養費 （死亡月 1 回）	看取りでの介入	25000 円	2500 円	5000 円
月 1 回 算 定	24 時間対応体制加算	利用者の同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う体制を整えている場合	6800 円	680 円	1360 円
	特別管理加算Ⅰ	下記参照	5000 円	500 円	1000 円
	特別管理加算Ⅱ	下記参照	2500 円	250 円	500 円
	ベースアップ評価料	賃金の改善を実施している場合		780 円	

□特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ）【重症度が高い】	特別管理加算（Ⅱ）
在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門・人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

国保・社保・後期高齢医療での訪問看護療養費

1 回目の訪問

基本療養費 5,550 円 + 管理療養費 7,440 円 + 情報提供療養費 1,500 円

2 回目以降の訪問

基本療養費 5,550 円 + 管理療養費 3,000 円 × 日数のひと月合計の 1 割
(1 回目 1,449 円 2 回目以降 855 円 × 日数) が利用者様の自己負担になります。(ただし自己負担割合は各種保険の負担割合と同じです)

自立支援医療

原則 上記医療費と同様 1 割負担があります。(ただし上限額内)

労災医療・公害医療

主治医の指示のもと認定疾病により訪問看護が必要とされる場合自己負担はありません。

その他自費のかかるもの

処置に使用するテープ類、手袋、ガーゼなどは実費となります。

例) 手袋 100 枚入り:285 円、マイクロポア (太さ 25mm テープ):140 円、
オプサイトテープ 50cm:200 円、薬カレンダー:800 円

7、料金の支払い時期と支払い方法

当事業者は利用月の翌月の 15 日頃に利用月ごとの利用料などの請求書を訪問看護の際にお届けします。支払方法は口座引き落とし、もしくは現金となります。お支払いの際に利用者様宛の領収書を発行します。

8、秘密保持

事業者は利用者に適切な訪問看護サービスを提供するために、利用者の情報提供が必要となります。別途記載する当事業者における個人情報の利用目的をご理解の上、個人情報使用に関して同意下さいますようお願いいたします。(尚、同意が得られない場合には、サービス調整ができず、一体的なサービス提供が出来ない等の不都合が生じる場合がありますので あらかじめご了承下さい。)

- ① 業者及びその従業員は、訪問看護をする上で知り得た利用者又は、その家族の秘密を守る事を義務とします。
- ② 個人情報の範囲は、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとしします。
- ③ 意書の有効期間は訪問看護の契約期間と同じとします。

9、連携・緊急時の対応

- ① 当事業所は 24 時間体制を取っていますので、緊急時は当事業所の代表電話に連絡して下さい。
- ② 事業者は訪問看護の提供にあたり主治医及び介護支援専門員、その他保健、医療、福祉サービスを提供する事業者との連携を密に行います。
- ③ 訪問看護実施中に利用者の病状に悪化急変が生じた場合、速やかに在宅主治医、家族に連絡し、必要な措置を行います。万一、在宅主治医と連絡が取れない場合には、救急搬送の手続きを行うなど、適宜対応を行います。

④ 緊急時の救急車同乗他

指定訪問看護サービスは、利用者宅以外での看護サービスは認められていません。このため利用者急変時看護師の救急車同乗など、利用者宅以外の訪問看護については実施出来ませんのでご了承下さい。

10、衛生管理等

- ① 看護師の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生管理に努めます。
- ③ 職員には手指アルコールを持参させていますが、感染予防のためにも、訪問看護開始時・終了時、処置開始時・終了時に手洗いの為の場所をお借りさせて頂けますよう、ご協力をお願い致します。

11、災害時の対応について

サービス提供時、災害（震災・火災）等に遭遇した場合、災害の程度によってはサービスを中止させて頂く事があります。その場合、利用者様の安全保障に努めるよう努力し、その後、当事業所責任者の指示のより、以後のサービス提供をせずに帰所させて頂く場合があります。あらかじめご了承下さい。

12、賠償責任

事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命、身体、財産等を傷つけた場合にはその責任の範囲において、利用者に対してその損害を補償します。

13、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止の為、次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- ③その他、虐待防止の為に必要な措置を行います。

サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

14、苦情対応

- ① 事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- ② 事業者は利用者又はその家族から苦情の申し立てがあった場合これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

15、相談苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の相談窓口まで遠慮なくお申し出下さい。

事業所の窓口	訪問看護ステーションのむら 担当：餘家
所在地	兵庫県尼崎市大物町 1-10-17
電話番号	06-6487-0500
FAX 番号	06-6487-0515
受付時間	月～金曜日：9時～16時 土曜日：9時～12時 日曜日・祝祭日・12月30日～1月3日までは除く

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受け付けています。

市 町 村 の 窓 口	尼崎市健康福祉局福祉部介護保険課
所 在 地	尼崎市七松町 1 丁目 2 3 番 1 号
電 話 番 号	0 6 － 6 4 8 9 － 6 3 4 3
F A X 番 号	0 6 － 6 4 8 9 － 7 5 0 5

公的団体の窓口	兵庫県国民健康保険団体連合会
所 在 地	神戸市中央区三宮町1丁目9－1－1801
電 話 番 号	0 7 8 － 3 3 2 － 5 6 1 7
F A X 番 号	0 7 8 － 3 3 2 － 5 6 5 0

個人情報保護について

訪問看護ステーションのむらでは利用者さまに安心して訪問看護を受けて頂くために、安全な医療や看護を提供すると共に利用者様の個人情報の取り扱いにも細心の注意を払って取り組んでおります。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

個人情報の利用目的

訪問看護に関すること

- ・ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画、報告、連絡、相談等）
- ・主治医や主治医の所属する医療機関との連携・心身の状況の報告
- ・関連事業所との情報交換・連携
- ・ご家族への説明
- ・市町村への情報提供

介護給付費・訪問看護療養費の請求のための事務に関すること

- ・訪問看護にかかわる介護保険・医療保険に関する事務、及び委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関、及び保険者からの照会への回答

管理・運営に関すること

- ・会計・経理
- ・看護事故などの報告
- ・ご利用者への看護サービスの質の向上（ケア会議、研修）など

その他の利用

- ・損害賠償保険などに関わる保険会社などへの相談又は届出
- ・医療・看護・介護の質向上を目的とした院内症例研究
- ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・学会や研究会での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合はご利用者の同意を得ます。）

付記

- 1, 上記の使用目的のうち、同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出下さい。
- 2, お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3, これらのお申し出は後から、いつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

訪問看護を実施するため、別記の範囲で個人情報を利用させていただきます。これ以外の目的で、使用する場合は、改めてご利用者様の同意をいただくようにします。個人情報の提供は、使用目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います

事業者は個人情報の当事者ご本人から自己情報の開示、訂正、削除、利用または第三者への提供の停止などを求められた場合は、法令や社会通念等に照らし誠意をもって対応します。

訪問看護の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて事業所の重要な事項及び個人情報保護についての説明をしました。

事業所所在地： 兵庫県尼崎市大物町1丁目10-17

名称： 訪問看護ステーションのむら

所属： 訪問看護ステーションのむら所属

説明年月日： 令和 年 月 日

説明者氏名： _____ (印)



私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。また私及びその家族の個人情報については、上記に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者：住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人：住所 _____

氏名 _____ (印)

(続柄： _____)